

# 避難所開設基準

2026. 4. 1

自然災害の発生時等における避難所開設基準について、災害種別毎に基準を定める。

対象避難所

## 自主避難所開設基準

島本町に台風等の接近が予測され、气象台による暴風警報の発表、若しくは発表の見込みが高く、事前に必要と判断される場合に総務部長が決定し自主避難所として開設する。

○開設避難場所 ふれあいセンター一年長者座敷

## 風水害（洪水や土砂災害）時避難所開設基準

町域内において洪水や土砂災害が発生、または発生する恐れがあり、警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保を島本町災害対策本部が発令した場合。

ただし、内水氾濫時については屋外での移動がかえって危険を及ぼしかねない事から避難時情報の発令や、避難場所の開設については原則しないものとする。

○開設避難場所 ふれあいセンター、町立第二小学校、町立第三小学校

※①状況に応じて災害種別【洪水・土砂災害時】に使用可能な指定避難所を、順次開設する。

## 地震時

町域内で震度5強以上を観測する地震が発生した場合

○開設避難場所 町立第一小学校、町立第二小学校、町立第三小学校、町立第四小学校

※①あらかじめ指定し、鍵を提供している職員が役場に参集せずに、各小学校の正門等を開錠する。

また建物から離れたグラウンドの中央に避難者を誘導し、体育館施設の安全確認後、避難所として開設する。

※②状況に応じて災害種別【地震時】に使用可能な指定避難所を順次開設する。

## ●避難所リスト

番号	施設名	洪水	土砂災害	地震	大規模火災
<b>避難所</b>					
1	町立第二保育所		○	○	
2	町立第一小学校		○	○	○
3	広瀬公民館	○	○		
4	町立人権文化センター		○	○	
5	ユニライフ山崎Ⅱ集会所		○	○	
6	山崎公民館	○	○		
7	第二コミュニティセンター		○	○	
8	東大寺自治会集会所	○		○	
9	東大寺三丁目自治会集会所	○	○	○	
10	商工会館	○	○	○	
11	町立第二小学校	○	○	○	○
12	町立第二中学校	○		○	○
13	尺代公会堂	○			
14	清掃工場	○		○	
15	大沢集会所	○			
16	御所の内自治会集会所	○	○	○	
17	ふれあいセンター	○	○	○	○
18	町立体育館	○	○		
19	桜井公会堂	○	○		○
20	町立第三小学校		○	○	○
21	町立第一幼稚園		○	○	
22	町立第一中学校		○	○	○
23	町立第四小学校		○	○	○
24	高浜公会堂		○		
25	桜井台自治会集会所	○	○	○	
26	緑地公園住宅集会所		○	○	
27	府宮島本江川住宅集会所		○	○	
32	ライオンズガーデン水無瀬グランリバー	○		○	

番号	施設名	洪水	土砂災害	地震	大規模火災
<b>避難所</b>					
30	若山台集会所	○	○		
31	若山台第二住宅集会所	○	○		
32	若山台第三住宅集会所	○	○		
33	高浜西自治会集会所		○		
32	ライオンズガーデン水無瀬グランリバー	○		○	
<b>一時避難地</b>					
1	町立第一小学校グランド		○	○	○
2	東大寺公園			○	○
3	町立第二小学校グランド	○	○	○	○
4	町立第二中学校グランド	○	○	○	○
5	若山台公園	○		○	○
6	柳原公園（青葉三丁目12番）		○	○	○
7	山崎ポンプ場			○	○
8	町立第三小学校グランド			○	○
9	ふれあいセンター	○	○	○	○
10	町立第一中学校グランド		○	○	○
11	町立第四小学校グランド		○	○	○
12	江川公園			○	○
13	トッパンホームズ関西(株)大阪桜井工場		○		○
14	滝谷公園（東大寺二丁目25番）	○	○	○	○
15	ジオ阪急水無瀬ハートスクエア	○			
<b>広域避難地</b>					
1	淀川河川公園			○	○
2	水無瀬川緑地公園			○	○